

庁議付議事案書

開催・令和元年9月25日

所管部課	企画財政部 企画課	部長	田代 雄己	
件名	東大和市土曜開庁の実施に関する事務取扱要綱の一部を改正する訓令について			
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則			
事項	部課機関	保育課		
<p>1. 要旨 子ども・子育て支援法の一部改正により、令和元年10月より幼児教育の無償化が開始される。これに伴って新たな事務が生じ、土曜開庁時にも当該事務を取り扱うことから、当該要綱の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容 第4条に規定する別表の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的な負担軽減を図るための事務が生じることから、「施設等利用給付認定の申請」及び「施設等利用費の申請」を追加する。 ② これまで保育料の一部として徴収していた給食費（副食費）について、令和元年10月以降は、保育施設で徴収することとなり、これに伴う事務が生じることから、「給食費に関する事務」を追加する。 <p>(2) 施行日 令和元年10月1日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 事務分掌が明確となり、新たな事務への円滑な対応が可能となる。</p>				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過） 文書課において審査済み</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等） 特になし</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議における報告終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。